

大浦保育園

「重要事項説明書」

令和7年4月1日～令和8年3月31日

大浦保育園「重要事項説明書」

1. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人大浦福祉協会
事業者の所在地	鹿児島県南さつま市大浦町 7742 番地 2
事業者の連絡先	TEL : 0993-62-3643 FAX : 0993-62-3644
代表者氏名	理事長 清水 摂
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業（保育所の経営）

2. 施設の概要

種 別	保育所	
名 称	大浦保育園	
所在地	鹿児島県南さつま市大浦町 7742 番地 2	
連絡先	TEL : 0993-62-3643 FAX : 0993-62-3644	
ホームページ	http://www.ans.co.jp/n/ooura/	
施設長氏名	園長 清水 摂	
開設年月日	昭和 43 年 4 月 1 日	
認可定員	30 名	
利用定員	0 歳児 (「3 号認定」の子どものうち、満 1 歳未満の子ども)	3 名
	1 歳児及び 2 歳児 (「3 号認定」の子どものうち、満 1 歳以上の子ども)	10 名
	3 歳以上児 (「2 号認定」の子ども)	17 名
取り扱う保育事業	日常保育・乳児保育・延長保育・一時預かり保育・障害児保育 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
クラス編成	もも組（0・1・2 歳児）、たんぽぽ組（3 歳児）、ひまわり組（4・5 歳児）	
職員体制	園長（1 名）、主任保育士（1 名）、副主任保育士（1 名）、保育士（7 名）、 子育て支援員（2 名）、保育補助（1 名）、准看護師（1 名）、栄養士兼調理員（1 名）、児童クラブ支援員（2 名）、児童クラブ支援員補助（1 名）	
敷 地	敷地面積 1267.63 m ²	
園 舎	鉄筋コンクリート造平屋建 459.54 m ²	

3. 施設の目的及び運営方針、提供する保育の内容

施設の目的	<p>大浦保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。</p>
施設の運営方針	<p>当園は、「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」、「鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「南さつま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令を遵守し、以下の保育理念、保育方針、保育目標に沿って運営を行う。</p> <p>〔保育理念〕</p> <p>保育の専門性を生かして子育てに携わるすべての人を支援するとともに、子どもの人権や最善の利益を守り、地域の福祉向上に貢献します。</p> <p>〔保育目標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ありのままの自分が受け入れられ、「自分のいのち、まわりのいのちを大切にする」子どもを育てる。 ○あたたかで受容的環境の中で、「自分の思いを伝えられる」子どもを育てる。 ○子どもの主体的な遊びを大切にし、「好奇心やチャレンジ精神のある」子どもを育てる。 <p>〔保育方針〕</p> <p>○乳幼児期に大切なことは、身近な人に愛され、ありのままを受け入れてもらえる安心感を持つこと。その安心感を礎に、子どもたちは身体的にも精神的にも自立していきます。そのような受容的環境に包まれ成長することで、ゆっくりと「自己肯定感」が育まれていき、自分のいのちや周囲のいのちを大切にしようとする心が芽生えてくることでしょう。そして、安心して感情を表現できたり、自分の気持ちを伝えたりすることは、相手の気持ちを理解する力や自分の感情をコントロールする力の土台にもなります。</p> <p>また、子どもたちが主体的にじっくりと取り組み、発展させられるような物的環境や時間を保障することや、保育士主導ではなく、「やってみたい」という子どもたちの思いを原点にして、子どもたちとの対話を大切にしながら集団保育を行うことで、様々なことへの好奇心や、粘り強くチャレンジしていく子どもたちの心の育ちを大切にします。</p> <p>子どもたちは皆、自ら成長する力を持っています。私たち保育士は子どもたちのその力を信じ、その思いに共感しながら、「おかげさま」と自然と頭が下がる感謝の心や、予測困難な時代をたくましく生き抜いていくための「いのちの根っこ」を共に育んで参ります。</p>
提供する保育の内容	<p>当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、当園が定める保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。</p>

4. 設備の概要

設備	数	面積
乳児室	1室	25.50 m ²
ほふく室	1室	46.26 m ²
保育室	2室	105.30 m ²
遊戯室（ホール）	1室	98.64 m ²
調理室	1室	19.94 m ²
幼児用トイレ	3室	20.54 m ²
もく浴室	1室	1.52 m ²
事務・医務室	1室	32.50 m ²
放課後児童クラブ室	別棟1室	77.84 m ²
屋外遊戯場（園庭）	1箇所	428.55 m ²

5. 保育を提供する日及び提供を行わない日、開園時間

保育を提供する曜日	月曜日から土曜日まで
開園時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
休園日	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・年末年始（12月29日～1月3日） ・年度末（2日間） <p>※土曜日も平日同様に保育を行いますが、月1回は職員研修等のために午前保育（原則午後1時まで）を行っています。</p>
臨時休園の基準	<p>※台風・地震等の自然災害時、感染力の強い感染症の発症流行時、その他これに類するやむを得ない事情があるときは、市の判断等を仰ぎ必要最小限度の期間を臨時休園とすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁より大雨、暴風等の特別警報が発令された場合。 ・水害・土砂災害について、南さつま市より大浦町を含む地域に警戒レベル4または5が発令された場合。 (警戒レベル3が発令された時点で保護者へ連絡を行います。) ・台風接近により薩摩地方が平均風速25m/s以上の暴風域圏内に入った場合。 ・台風接近により近隣の小学校等が休校となった場合。 ・自然災害により当園に重大な損害が生じ、通常の保育が行えない場合 ・感染力の強い感染症の発症・流行が、当園内や大浦放課後児童クラブ内、または近隣地域で確認された場合。

6. 保育標準時間認定に関する保育が利用可能な時間帯（11 時間）及び延長保育の時間帯

保育が利用可能な時間帯	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分（11 時間）
延長保育の時間帯	午後 6 時 00 分～午後 6 時 30 分（30 分）

7. 保育短時間認定に関する保育が利用可能な時間帯（8 時間）及び延長保育の時間帯

保育が利用可能な時間帯	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分
延長保育の時間帯	午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分（1.5 時間） 午後 4 時 30 分～午後 6 時 00 分（1.5 時間） 午後 6 時 00 分～午後 6 時 30 分（30 分）

8. 利用者負担その他の費用の種類

利用者負担 (月額保育料)	保護者の居住する市町村が定める利用者負担（保育料）
副食費	<p>「対象」 当該年度 4 月 1 日時点にて 2 号認定子ども (市町村が判定する副食費の徴収免除者を除く。)</p> <p>「徴収金額」 月額：4,500 円 (途中入退所を除く欠席等による日割り計算は行いません。)</p> <p>「月途中入退所者の取り扱い」 入退所月は、180 円 × 登園日数を請求</p> <p>「支払方法」 月初日にお渡しする集金袋に月徴収金額を入れて、当該月 10 日までに園事務所に納入して下さい。</p>
月刊絵本費	<p>毎月家庭に持ち帰る絵本代（希望者のみ）</p> <p>「徴収金額」 月額：400 円から 500 円までの範囲内で園長が定める額</p>
保護者会費	<p>保護者会活動経費、行事園児プレゼント品代他</p> <p>「徴収金額」 月額：300 円から 400 円までの範囲で保護者会が定める額</p>
延長保育利用料	<p>「保育標準時間認定」</p> <ul style="list-style-type: none"> 午後 6 時 00 分～午後 6 時 30 分 <p>月額：2,500 円（兄弟姉妹利用の場合は 1 人あたり 2,000 円） 日額：300 円（1 回あたり） ※月額・日額利用者ともに、午後 6 時 30 分を超過すると、30 分毎に 100 円を加算します。</p>

	<p>「保育短時間認定」</p> <p>月額：設定なし</p> <p>日額：300 円（1回あたり）</p> <p>※上記日額は、利用時間が短時間認定時間（8 時間）を超えた際に、30 分超過までの額。さらに 30 分超過毎に 100 円を加算する。</p> <p>「支払い方法」</p> <p>翌月初めに集金袋にて、前月利用分を直接現金支払い</p> <p>※延長保育を利用した場合には、利用時間の長短にかかわらず、上記時間帯に応じた延長保育利用料を一律で徴収させていただきます。</p>
一時預かり保育 利用料	<p>〔0～2 歳児〕：1,800 円（1 日利用）、1,000 円（半日利用）</p> <p>〔3～5 歳児〕：1,500 円（1 日利用）、1,000 円（半日利用）</p> <p>※半日利用とは、午前中（8 時 30 分から 11 時 30 分まで）、午後以降（1 時から 5 時まで）利用のことをいいます。尚、給食を利用した場合には 1 日利用扱いとなります。</p>
その他	当園は、上記に規定するものを除く、園児の入園料、記念品代、教材費、その他いかなる経費も保護者から徴収致しません。しかしながら、保育において提供する便宜に要する費用として、保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、使途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得た上で負担を求めるものと致します。

9. 利用の開始、終了に関する事項

利用の開始	当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定され、かつ、保育の実施について市町村から委託を受けたときは、これに応じます。
利用の終了	<p>園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。</p> <p>(1)「子ども・子育て支援法」第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当しなくなり、市町村による当該園児にかかる支給認定の効力が失われたとき。</p> <p>(2) 保護者から当園の利用について取り消しの申し出があったとき。</p> <p>(3) 市町村が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき。</p> <p>(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。</p>

10. 嘱託医

	内 科・耳鼻科	歯 科
医療機関の名称	松岡医院	おおうら歯科
医師名	松岡 秀隆	柿元 隆志
所在地	南さつま市加世田唐仁原 6027	南さつま市大浦町 7195
電話番号	0993-52-2733	0993-62-4840

11. 緊急時等における対応方法

当園は、保育の提供中に、園児の体調の急変、事故、非常災害、その他緊急事態が生じた際には、速やかに当該園児の保護者等への連絡を行うとともに、別途に定める各種対応マニュアルに従い必要な措置を講じます。また、「保育所安全計画」に基づき、安全確保に関する次のような取組を計画的に実施します。

- (1) 施設・設備の定期的な安全点検
- (2) 園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や園児に対する安全確保のための指導
- (3) 各種マニュアルの見直し・策定、及び全職員における共有
- (4) 園児への安全指導及び保護者への安全計画の説明・共有
- (5) 実践的な訓練や研修の実施
- (6) ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因分析を行い、必要な対策を講じ、再発防止の徹底
- (7) 地域住民や地域の関係者と連携した安全確保に向けた取組の実施

12. 非常災害対策

当園は、自然災害、火災、その他の非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、計画的に防災訓練を実施します。

防火管理者	園長 清水 摂
消防計画届出年月日	平成 29 年 3 月 30 日
防災訓練	・避難訓練及び消火訓練は、毎月 1 回以上実施。 ・地震訓練及び不審者侵入想定訓練は、年 1 回以上実施。
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知機、非常警報装置、その他カーテン・敷物・建具等の防炎処理

13. 賠償責任保険の加入状況

当園は、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全国私立保育園連盟ほいくのほけん（東京海上日動火災保険株）
保険の内容	保育園児団体傷害保険、保育園賠償責任保険

14. 苦情申し出窓口

苦情受付担当者	主任保育士 清水さとみ	TEL 0993-62-3643
苦情解決責任者	理事長 清水 摂	TEL 0993-62-3643
第三者委員	法人監事 前本 克親	TEL 0993-62-3792
	法人監事 下村 浩	TEL 0993-62-3484
受付方法	苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が隨時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。 当法人内で解決できない苦情は、鹿児島県社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会（TEL:099-286-2200）に申し立てるできます。	

15. その他保護者に説明すべき事項

その他保護者に説明すべき事項については、別途に定める「利用案内（利用に際しての留意点）」に記載しております。

当園における教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：大浦保育園

説明者職名：園長 氏名：清 水 摂

私は、本書面に基づいて大浦保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 7年 月 日

保護者住所：_____

児童氏名：_____

保護者氏名：_____

児童から見た続柄：_____

当園と保護者との個別決定事項

1 利用する曜日

毎週 ____ 曜日から ____ 曜日までとします。

2 利用する時間

____ 時 ____ 分から ____ 時 ____ 分までとします。

3 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

個人情報使用についての承諾書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに承諾します。

1. 児童の望ましい発達・成長への支援を行えるよう、就学先の学校関係や市役所保健機関、及び療育施設等との間で情報を共有すること。
2. 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
3. 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
4. 保育内容の通知を目的として、児童の書いた記録画像を園アプリ配信データの中で使用すること。また、園内掲示物（保育ドキュメンテーション）やおたより、及び作品等に使用すること。
5. 外部団体が企画する展示会やコンクール等に作品を出品する際に、園児の名前を記載し出品すること。

大浦保育園園長 清水 摂 様

令和 7年 月 日

保護者住所：_____

児童氏名：_____

保護者氏名：_____ 印

児童から見た続柄：_____